

重要な形質の見直しについて

食料産業局

平成 2 5 年 1 2 月 6 日

農林水産省

品種保護制度（種苗法）の概要

新品種の育成者への権利付与を通じて新品種の育成を振興し、農林水産業の発展に寄与

育成者
(新品種)



育成者権

権利の存続期間：
25年（永年性植物は30年）

登録品種の「種苗」、「収穫物」「加工品」を、業として利用する権利を専有。

出願

現地調査

権利付与

農林水産省新事業創出課
種苗審査室
(審査・登録)

(独)種苗管理センター
(栽培試験、Gメン)

権利侵害への対抗措置

民事的救済

差止請求
損害賠償請求
信用回復の措置の請求

刑事罰

個人：10年以下の懲役
及び1000万円以下の罰金
法人：3億円以下の罰金

税関による輸出入の差し止め

利用料

利用許諾

権利侵害

利用者

無断利用者

保護対象植物

〔 種苗法第2条第1項
種苗法施行令第1条 〕

農林水産物の生産のために栽培される**全植物**

- ・種子植物
- ・しだ類
- ・せんたい類
- ・多細胞の藻類
- ・その他政令で指定された植物(きのこ32種)

・UPOV91年条約では、締約国はすべての植物を保護対象とすることが義務付けられている。
(78年条約では24種類以上)

品種登録の要件

(種苗法第3条、第4条)

①区別性(Distinctness)

- 国内外の公然知られた他の品種と重要な形質(形状、色、耐病性等)に係る特性(丸い、赤い、強い等)の全部又は一部によって明確に区別できること

②均一性(Uniformity)

- 同一世代でその重要な形質に係る特性の全部が十分類似していること(播いた種子から同じものができる)

③安定性(Stability)

- 増殖後も重要な形質に係る特性の全部が安定していること(何世代増殖を繰り返しても同じものができる)

④未譲渡性(Novelty)

- 日本国内において出願日から1年遡った日(外国においては、日本での出願日から4年(果樹等の永年性植物は6年)遡った日)より前に出願品種の種苗や収穫物を業として譲渡していないこと

⑤名称の適切性(Suitability of denomination)

- 品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと等。

重要な形質とは

(法第2条第2項、第7項)

1. 重要な形質は、**品種登録の要件である区別性、均一性、安定性の審査に用いられ、品種登録の適否を判定するための重要な要素。**
2. 重要な形質以外の形質で差異があっても区別性は認められない。
3. 我が国では、UPOVの指針に基づき、「重要な形質」を具体化したものを「審査基準」として使用。

○UPOVの特性審査(区別性、均一性、安定性)のための一般指針 ＜特性審査に用いる形質の要件＞

- ①一定の遺伝子型又はその組合せの結果発現するもの
- ②ある環境条件の下で、十分な一貫性と再現性があるもの
- ③品種間で区別性を確定できる十分な違いがあるもの
- ④詳細な定義及び認識が可能なもの
- ⑤均一性の要件を満たすもの
- ⑥安定性の要件を満たすもの

重要な形質の見直しの考え方

1. 区分を新設するもの

我が国の審査基準が作成されていない植物について、UPOVの「特性審査のための一般指針」に沿って新たに重要な形質を指定
(19種類、うちUPOVテストガイドラインに準拠して作成するもの 3種類)

2. UPOVテストガイドラインに準拠改正するもの

審査基準の国際調和を進めるため、原則として、UPOVテストガイドラインに準拠して重要な形質を改正 (4種類)

3. UPOVテストガイドラインにない種類で改正するもの

UPOVテストガイドラインのない植物で、UPOVの「特性審査のための一般指針」に沿って重要な形質を改正 (3種類)

4. 1～3の改正後の運用の結果等、所要の修正を行うもの

UPOVテストガイドラインに準拠した審査基準について、現在までの運用状況を踏まえて重要な形質を改正 (13種類)

重要な形質の見直しの考え方

我が国の審査基準

620種類 → 639種類

416種類 → 432種類

3. UPOV・TGにない種類で改正
3種類

1. 区分の新設
(19種類)

16種類 3種類

我が国の審査基準、 UPOV・TGが共に作成済み

204種類 → 207種類

2. UPOV・TGに準拠改正
4種類

UPOV・TG整合済み 146種類
→ 153種類

4. 運用の結果修正
13種類

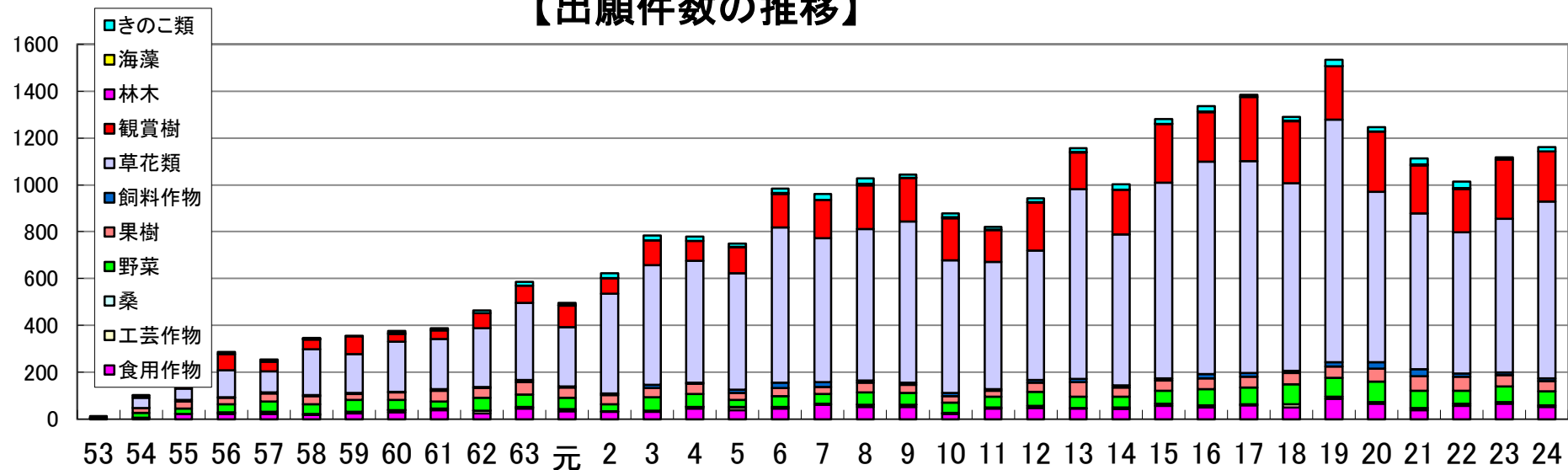
UPOV・TG

294種類

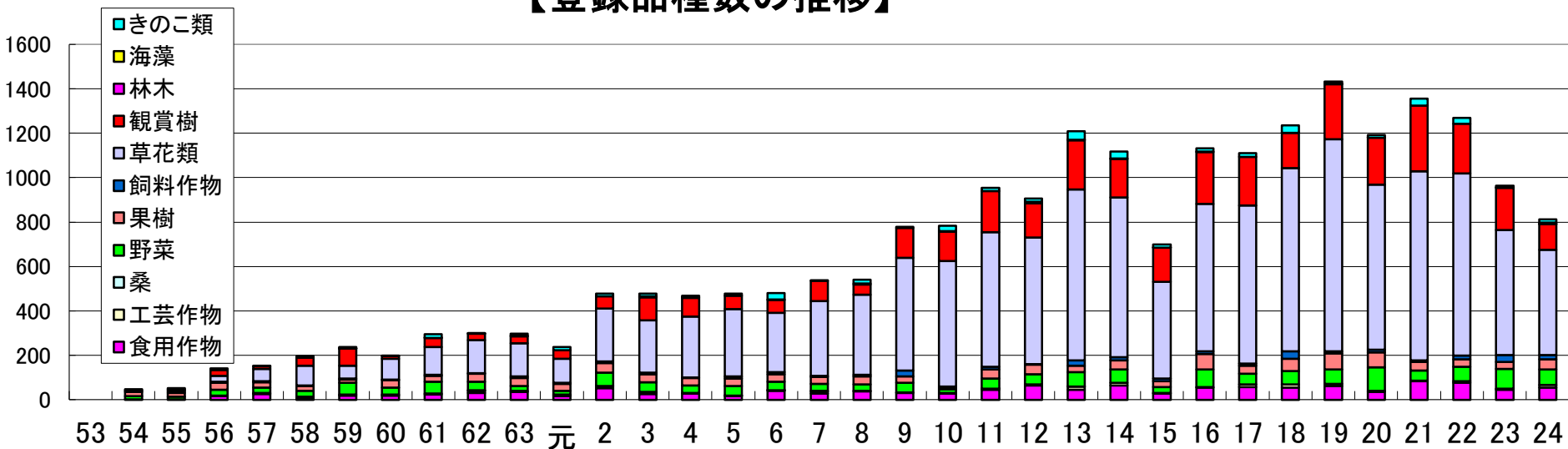
90種類
→ 87種類

新品種の出願・登録の状況

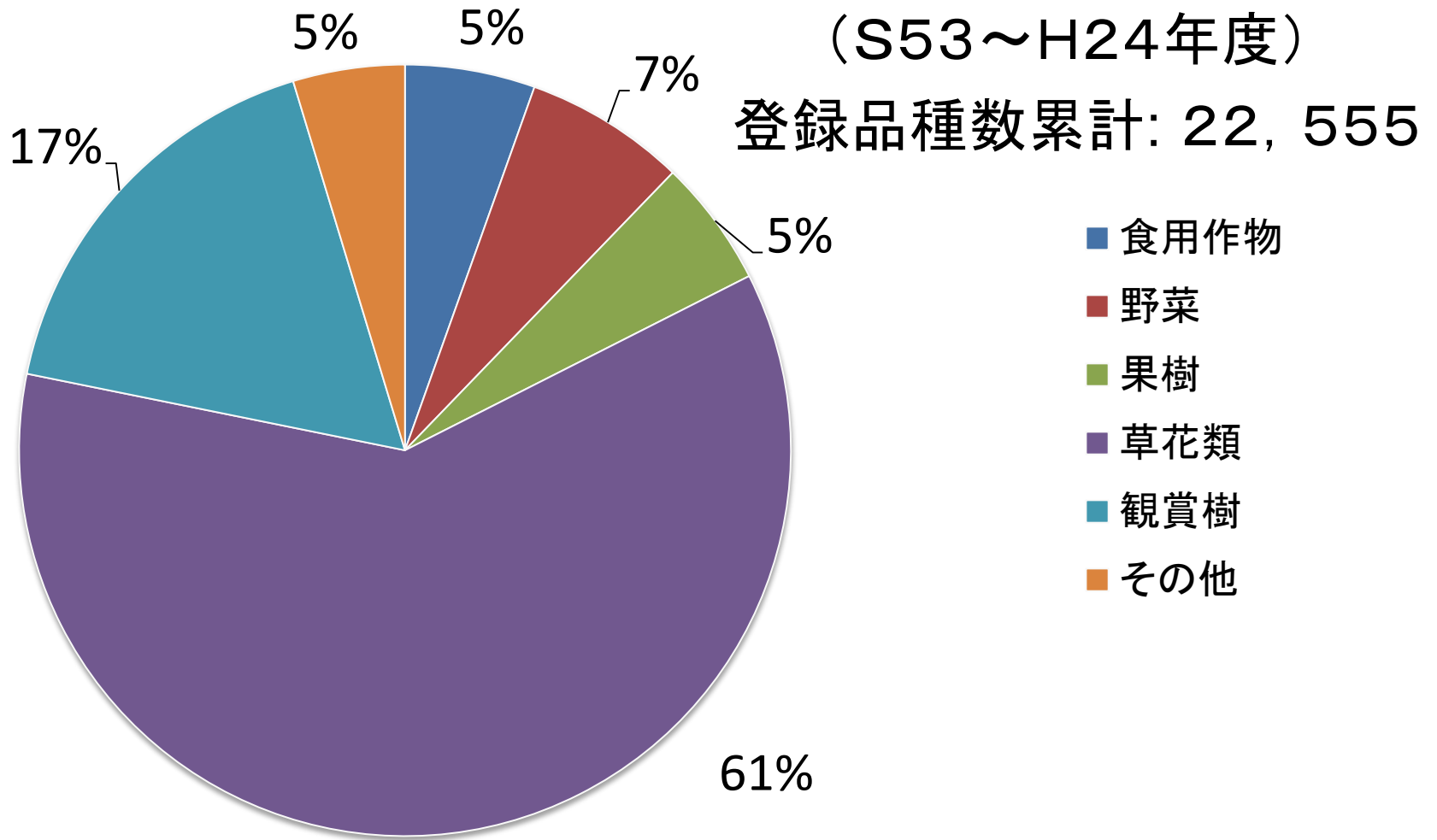
【出願件数の推移】



【登録品種数の推移】



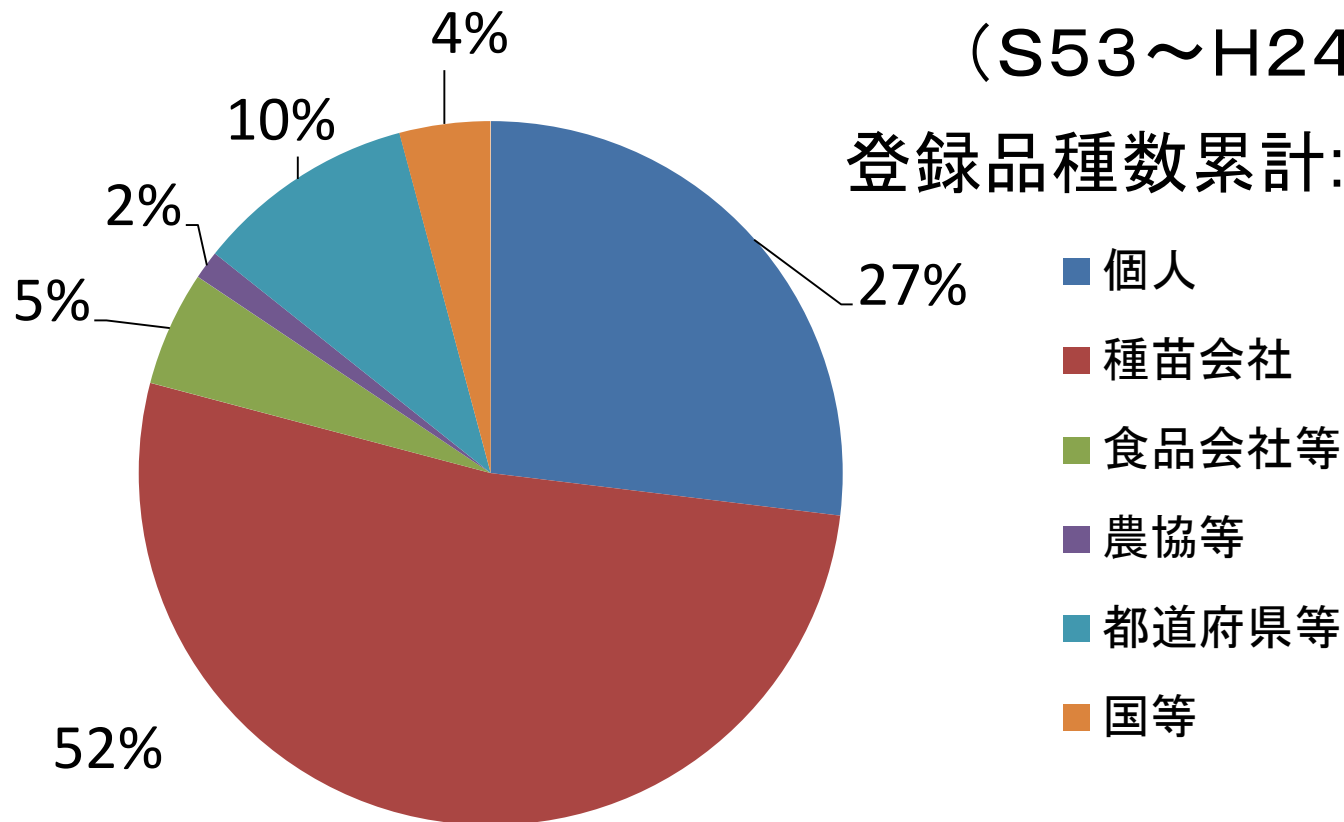
作物分野別の登録割合



出願者の業種別内訳

(S53～H24年度)

登録品種数累計: 22, 555



注:①業種は、登録時点の区分である。その後の業種間の権利移転は反映していない。

②食品会社等は、その他業種の会社を含む。

③都道府県等は、市町村、公立学校を含む。

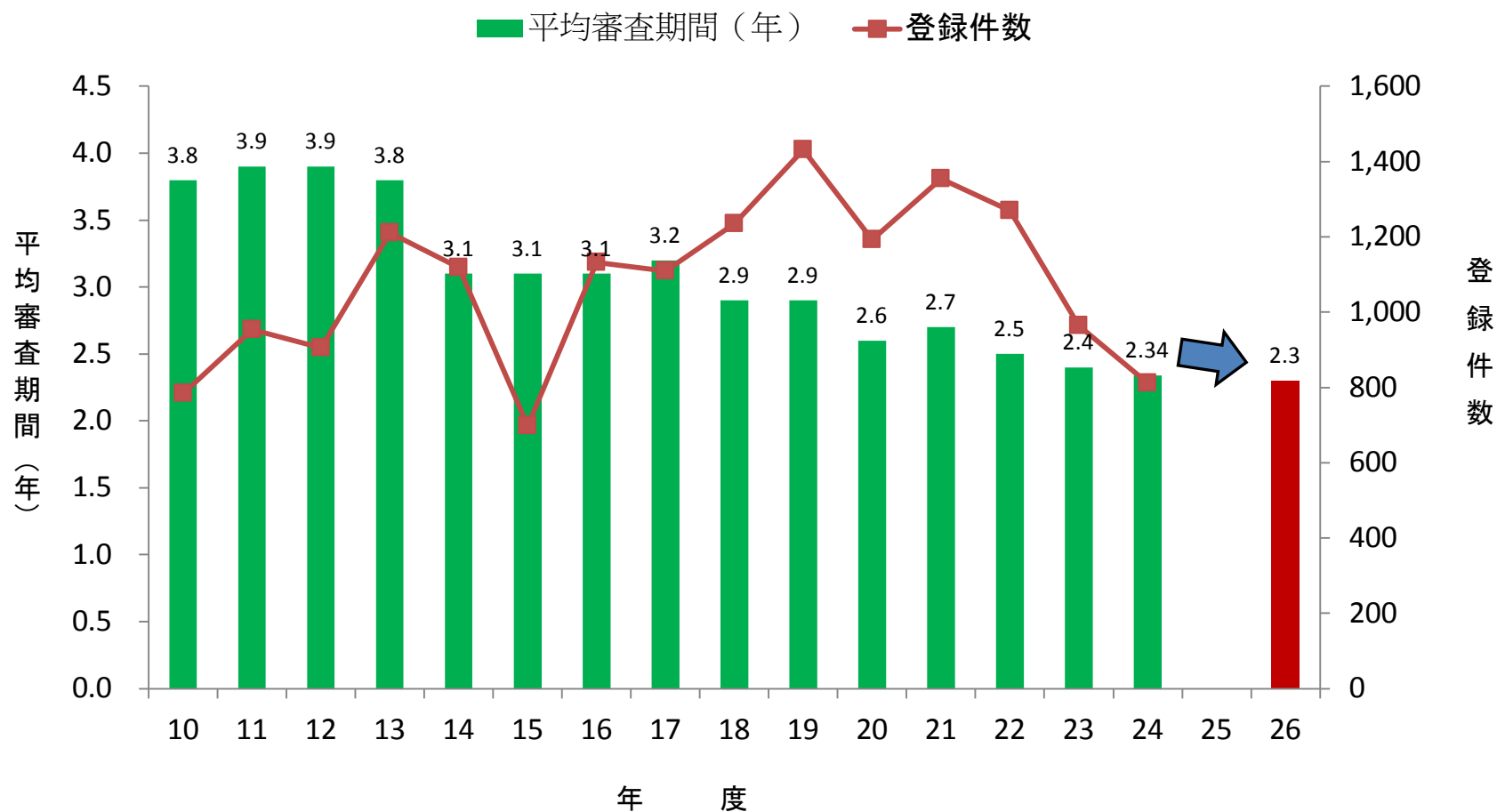
④国等は、国立学校法人、独立行政法人を含む。

作物分野別・業種別の内訳

(S53～H24年度)

	個人	種苗会社	都道府県 等	国等	食品会社 等	農協等	合 計
花き・観賞樹	5,193	10,720	726	115	618	171	17,543(78%)
食用作物	88	43	646	335	99	18	1,229(5%)
野菜	224	522	409	116	215	39	1,525(7%)
果樹	518	172	278	150	33	51	1,202(5%)
その他	53	314	223	227	224	15	1,056(5%)
合 計	6,076 (27%)	11,771 (52%)	2,282 (10%)	943 (4%)	1,189 (5%)	294 (1%)	22,555(100%)

平均審査期間の推移



政策目標: 26年度に平均2.3年に短縮

UPOV(ユポフ)条約について

正式名称: 植物の新品種の保護に関する国際条約(1968年発効)

内 容: 植物の新品種の保護に関する国際的枠組を規定

- ・締約国は、条約の枠組みに沿って国内制度を整備
- ・91年条約の締約国は、10年以内に全植物を保護対象とする義務

締 約 国: 現在71カ国(EUを含む)
(WTO加盟国は153カ国)

組織体制:

理事会(C) 評議会(CC)

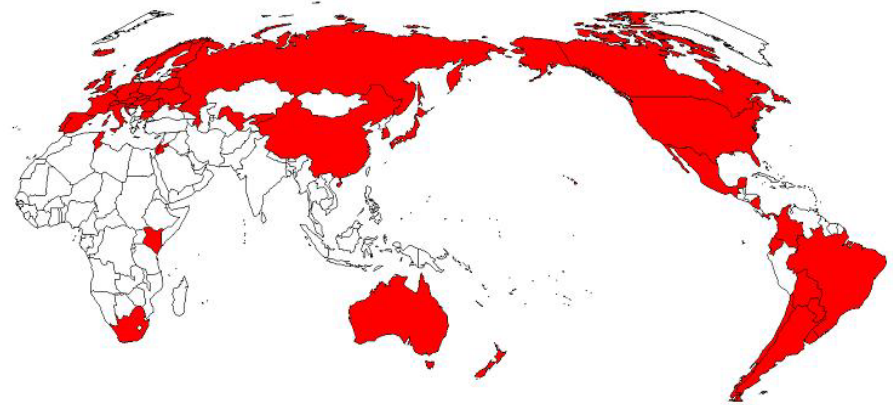
管理法律委員会(CAJ)

技術委員会(TC)

技術作業部会

- ・農作物(TWA)
- ・果樹(TWF)
- ・観賞植物及び林木(TWO)
- ・野菜(TWV)
- ・コンピュータ及び自動化(TWC)
- ・生化学及び分子技術(BMT)

各国の審査官等がテスト
ガイドラインを検討



UPOV加盟国における出願・登録の状況

2012年におけるUPOV加盟国のうち、上位10カ国

出 願

順位	国	出願数	全体に対する割合
①	EU	2868	21%
②	アメリカ	1648	12%
③	中国	1583	11%
④	ウクライナ	1281	9%
⑤	日本	1110	8%
⑥	ロシア	691	5%
⑦	オランダ	639	5%
⑧	韓国	606	4%
⑨	カナダ	386	3%
⑩	南アフリカ	337	2%
：			
	UPOV合計	13867	100%

登 録

順位	国	登録数	全体に対する割合
①	EU	2640	27%
②	アメリカ	1136	12%
③	日本	881	9%
④	オランダ	830	8%
⑤	ロシア	466	5%
⑥	ウクライナ	465	5%
⑦	韓国	444	5%
⑧	中国	336	3%
⑨	南アフリカ	259	3%
⑩	ブラジル	232	2%
：			
	UPOV合計	9822	100%

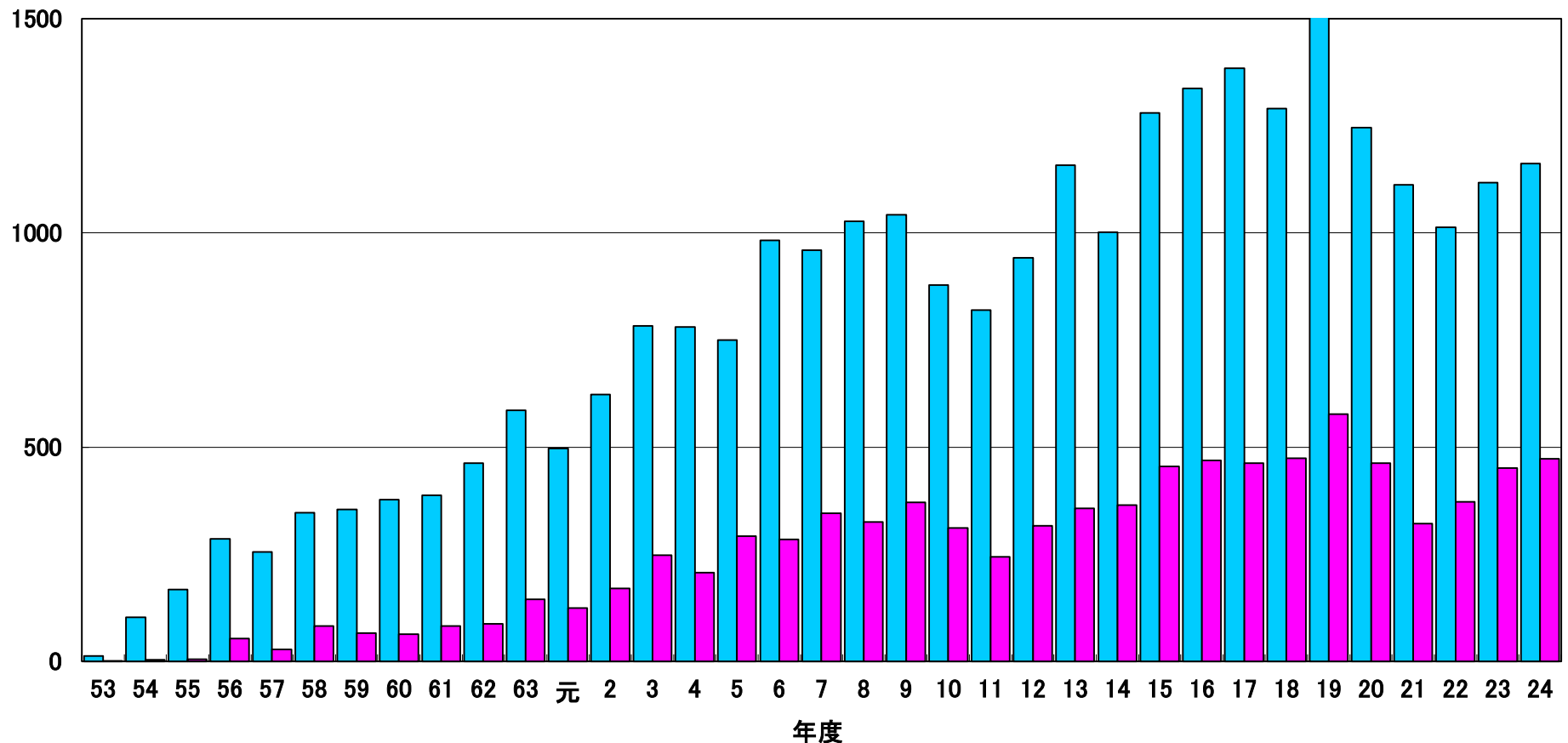
存続中の権利

順位	国	存続中の権利数	全体に対する割合
①	EU	20362	20%
②	アメリカ	19612	20%
③	日本	8202	8%
④	オランダ	6416	6%
⑤	ウクライナ	4448	4%
⑥	ロシア	4185	4%
⑦	韓国	3482	4%
⑧	中国	3465	3%
⑨	南アフリカ	2448	2%
⑩	オーストラリア	2404	2%
：			
	UPOV合計	99409	100%

出典：UPOV理事会資料

注：EU(27カ国)は域内共通の品種保護制度を有する。

海外からの出願状況



(24年度)

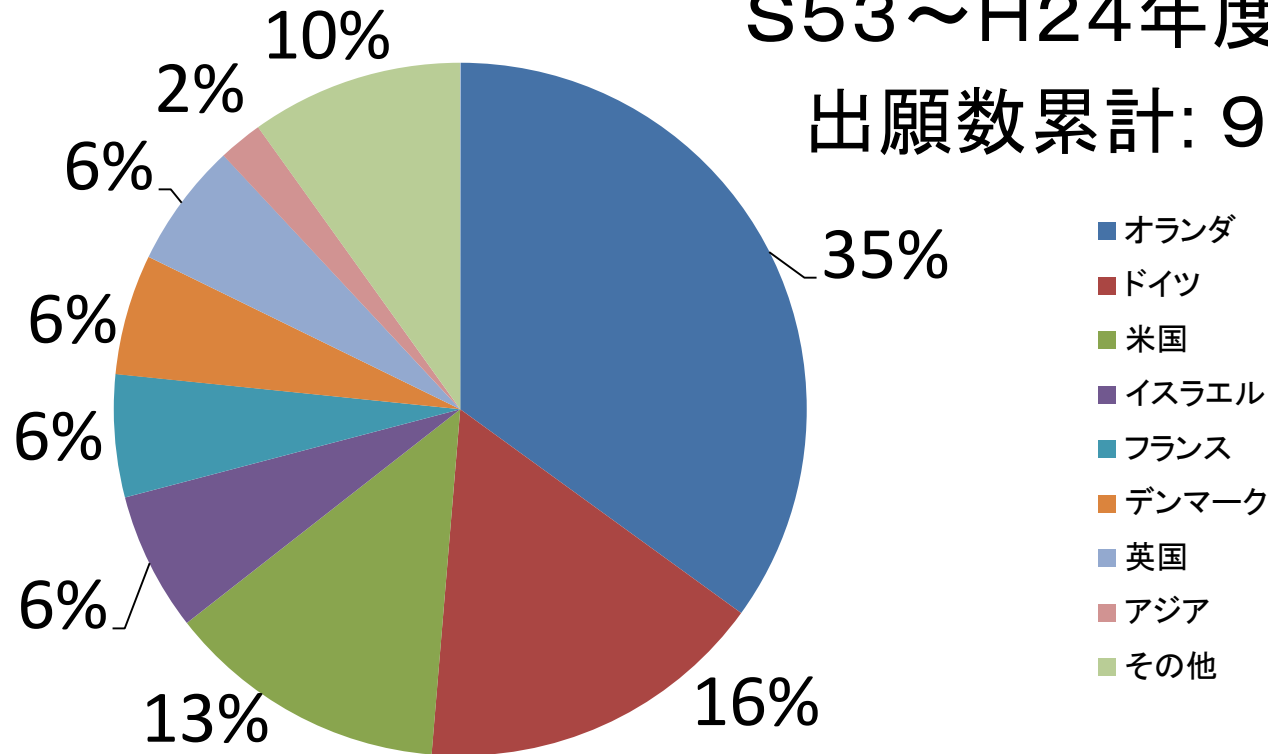
出願合計: 1,162(100%)

うち外国育成: 473(41%)

外国育成品種の出願状況

S53～H24年度

出願数累計: 9, 105



20年度

①オランダ 121
②ドイツ 85
③米国 63

総数 463

21年度

①オランダ 105
②ドイツ 80
③米国 30

総数 322

22年度

①オランダ 138
②米国 44
③ドイツ 34

総数 373

23年度

①オランダ 143
②米国 80
③ドイツ 59

総数 451

24年度

①オランダ 156
②ドイツ 84
③米国 82

総数 473

海外審査機関との審査協力の推進

- 審査の効率化に向け、品種登録の審査報告書の相互利用を進めるため、外国の審査当局との間で審査協力に関する覚書等を締結
- これまで、英国(H9)、ドイツ(H9)、オランダ(H9)、イスラエル(H10)、NZ(H12)、EU(H18)及びベトナム(H19)との間で、覚書等を締結

(参考)EUとの審査協力

- 農林水産省生産局(当時)は、欧州品種庁との間で審査協力協定を締結し、審査基準及び栽培試験方法等の調和を図っているところ。

審査報告書の購入実績

- 平成25年11月末現在、85件の審査報告書を購入。
- 植物種類
カリブラコア 22件、カランコエ 19件、キク 18件、ペチュニア 7件、バラ 5件